

第111期定時株主総会招集ご通知添付書類

第111期報告書

自2019年4月1日 至2020年3月31日

第111期定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイト (<http://www.shibaura.co.jp/>) に掲載致しますので、あらかじめご承知くださいますようお願い申し上げます。

芝浦メカトロニクス株式会社

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により先行きの不透明感が深まりました。

当社グループの事業環境は、F P D (Flat Panel Display) 業界については、大型パネル向け設備、中小型パネル向け設備ともに中国を中心に設備投資が継続致しましたが、一部で納期延期や投資決定の遅れ等が見られました。半導体業界については、ロジック/ファウンドリ向け設備投資や中国での設備投資は堅調に推移致しましたが、一部で投資決定の遅れやメモリー向け設備投資の回復の遅れ等が見られました。また、O S A T (Outsourced Semiconductor Assembly and Test：後工程受託メーカー) での設備投資は抑制傾向が継続致しました。

このような環境の中、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

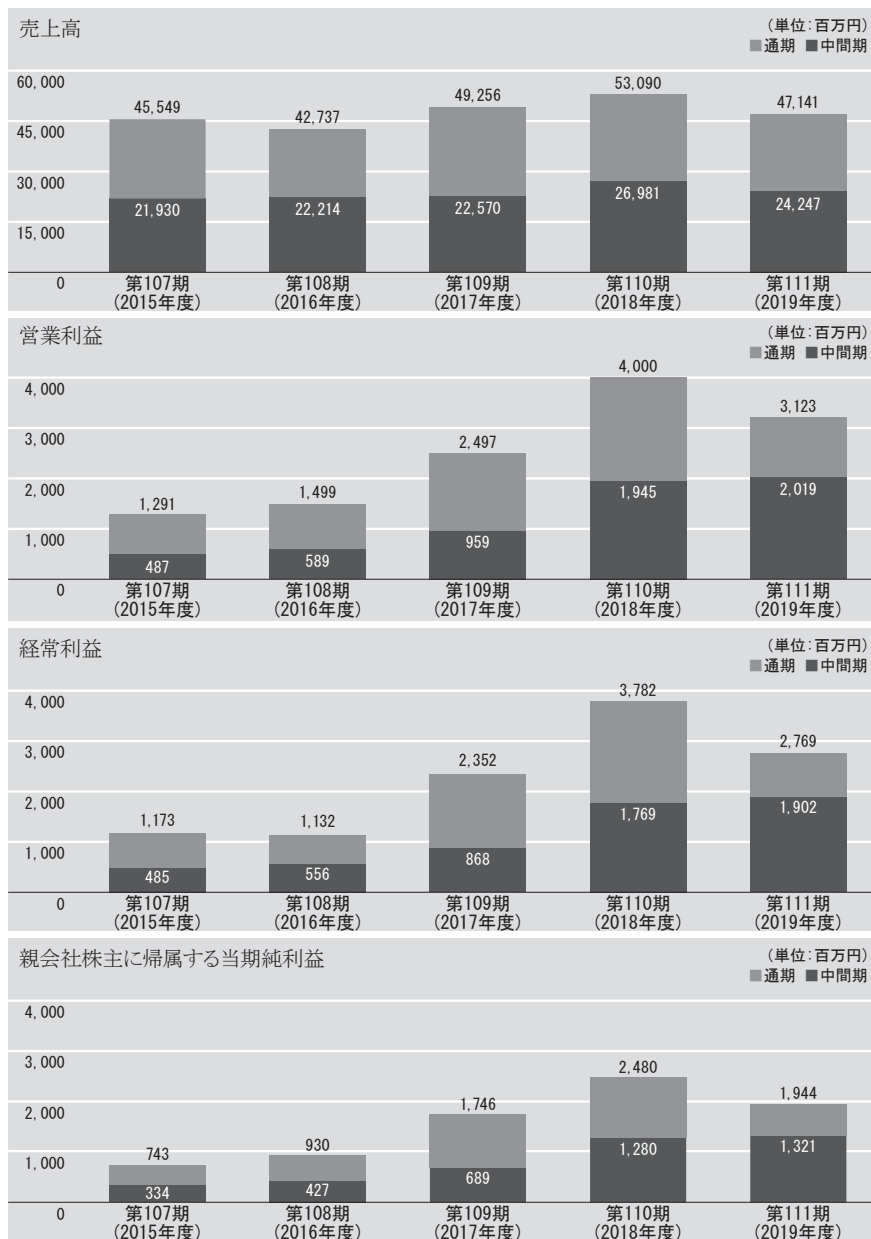
受注高は、一部で設備投資の決定遅れや投資抑制等の影響により減少し、46,632百万円（前年同期比8.6%減）となりました。

売上高は、受注減少の影響等により減少し、47,141百万円（前年同期比11.2%減）となりました。

営業利益は、減収の影響等により減益となり、3,123百万円（前年同期比21.9%減）に、経常利益は、2,769百万円（前年同期比26.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,944百万円（前年同期比21.6%減）となりました。

また、当期の期末配当金につきましては、1株につき110円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金は無配としておりますので、当期の年間配当金は1株につき110円となります。

■連結業績の推移



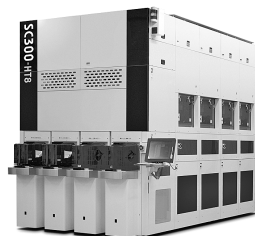
部門別売上高は、次のとおりであります。

ファインメカトロニクス部門

F P D前工程では、中小型パネル向け装置を中心に前年同期に比べ受注高は増加致しましたが、一部で納期延期や投資決定の遅れの影響等があり売上高は減少致しました。

半導体前工程では、ロジック/ファウンドリ向けやウェーハ向けを中心に受注が堅調に推移したことから売上高は増加致しました。

この結果、当部門の売上高は27,779百万円（前年同期比1.8%減）となりました。



枚葉式リン酸
エッチング装置

メカトロニクスシステム部門

F P D後工程では、大型パネル向け装置、中小型パネル向け装置ともに一部で投資決定の遅れや投資抑制等が見られ、活況であった前年同期に比べ受注が低調に推移致しました。

半導体後工程では、先端分野向け設備投資が進みましたが、モバイルデバイス用部品向け設備投資等で抑制傾向が見られました。

真空応用装置では、車載関連・電子部品関連向け設備投資を中心に抑制傾向が見られました。

この結果、当部門の売上高は15,197百万円（前年同期比26.6%減）となりました。



最先端パッケージ用
高精度ボンディング装置

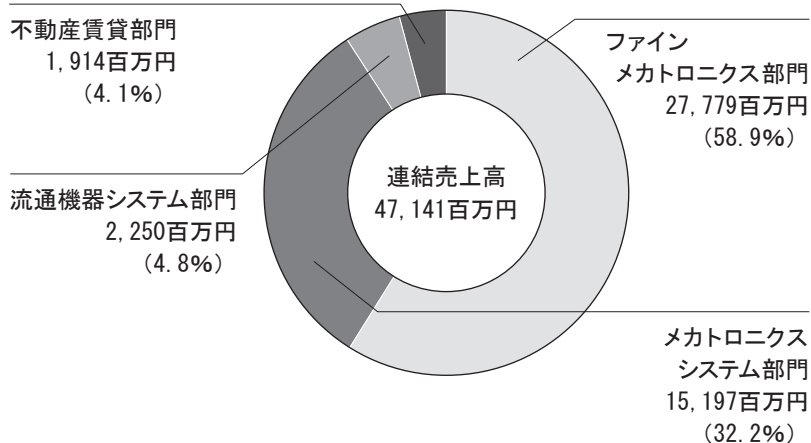
流通機器システム部門

券売機及び開発受託の売上が伸長し部門全体の売上は増加し、当部門の売上高は2,250百万円(前年同期比7.5%増)となりました。

不動産賃貸部門

不動産賃貸収入は計画どおり推移し、当部門の売上高は1,914百万円(前年同期比3.8%減)となりました。

■部門別の連結売上高



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施致しました設備投資の総額は2,230百万円であります。

(3) 研究開発の状況

当連結会計年度における研究開発費の総額は2,728百万円であります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき資金調達は行っておりません。

(5) 対処すべき課題

2020年度の当社グループの事業環境につきましては、F P D業界については、O L E D（有機E L）向けを中心に設備投資の継続が予想されます。

半導体業界については、メモリー向け設備投資は回復基調が予想され、ロジック/ファウンドリ向け設備投資は先端分野用途等を中心に堅調に推移すると予想されます。

また、中長期的にはI o T（Internet of Things：モノのインターネット）や5 G通信、人工知能（A I）等による半導体及びF P D用途の拡大等を背景に設備投資の拡大が期待されます。

一方、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、先行きが不透明な状況にあります。

当社グループは、このように予測される事業環境の下、強い商品の開発・上市を加速し、受注の拡大、事業の成長に向けて取り組んでまいります。また、引き続き経営体質の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 108 期 2016年度	第 109 期 2017年度	第 110 期 2018年度	第 111 期 (当連結会計年度) 2019年度
受 注 高 (百万円)	42,651	53,355	51,021	46,632
売 上 高 (百万円)	42,737	49,256	53,090	47,141
営 業 利 益 (百万円)	1,499	2,497	4,000	3,123
経 常 利 益 (百万円)	1,132	2,352	3,782	2,769
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	930	1,746	2,480	1,944
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	188円44銭	365円82銭	562円90銭	440円73銭
総 資 産 (百万円)	53,721	59,939	61,967	57,421
純 資 産 (百万円)	16,533	16,129	18,368	19,720
1 株 当 たり 純 資 産	3,346円75銭	3,644円92銭	4,166円33銭	4,468円29銭

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」の算出にあたっては、自己株式を控除した株数によっております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」の算出にあたっては、第108期の期首に当該株式併合が行われたと仮定しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 持 株 比 率	主要な事業内容
芝浦エレクトック株式会社	100百万円	100%	F P D ・半導体製造装置等の 保守、サービス
芝浦自販機株式会社	300百万円	100%	各種自動販売機・自動券売機 等の製造、販売
芝浦プレシジョン株式会社	100百万円	100%	機械部品の加工、組立等
芝浦エンジニアリング株式会社	20百万円	100%	各種製造装置の設計請負及び 不動産、施設等の管理
芝浦ハイテック株式会社	30百万円	100%	不動産、施設等の管理
台湾芝浦先進科技股份有限公司	10百万台湾元	100%	各種製造装置の販売、保守、 サービス
韓国芝浦メカトロニクス株式会社	13億ウォン	100%	各種製造装置の販売、保守、 サービス
芝浦機電（上海）有限公司	40万USドル	100%	各種製造装置の販売、保守、 サービス

当社の連結子会社は8社であり、いずれも上記に記載のとおりであります。

当連結会計年度の連結業績につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおり、売上高は47,141百万円となり、前期に比べ5,948百万円の減収となりました。また、経常利益は2,769百万円となり、前期に比べ1,012百万円の減益となりました。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、主な事業として、次に掲げる製品の製造、販売ならびにそれらに付帯する事業を行っております。

区 分	主 要 製 品 名
ファインメカトロニクス	F P D製造装置（洗浄装置、剥離装置、エッチング装置、現像装置、配向膜インクジェット塗布装置、セル組立装置）、半導体製造装置（洗浄装置、エッチング装置、アッシング装置、半導体検査装置）、レーザ応用装置、マイクロ波応用装置、真空ポンプ等
メカトロニクスシステム	F P D製造装置（アウターリードボンディング装置）、半導体製造装置（ダイボンディング装置、フリップチップボンディング装置）、真空応用装置（スパッタリング装置、真空貼り合せ装置、産業用真空蒸着装置）、二次電池製造装置、太陽電池製造装置、精密部品製造装置、その他自動化機器等
流 通 機 器 シ ス テ ム	自動販売機、自動券売機等
不 動 産 賃 貸	不動産賃貸及び管理業務等

(9) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

当社営業所	本 社	神奈川県横浜市
当社事業所	横浜事業所	横浜市
	さがみ野事業所	海老名市
芝浦エレテック株式会社	本 社	横浜市
芝浦自販機株式会社	本 社	小浜市
芝浦プレジジョン株式会社	本 社	横浜市
芝浦エンジニアリング株式会社	本 社	横浜市
芝浦ハイテック株式会社	本 社	小浜市
台湾芝浦先進科技股份有限公司	本 社	新竹市
韓国芝浦メカトロニクス株式会社	本 社	平澤市
芝浦機電（上海）有限公司	本 社	上海市

(10) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,260名	39名増

（注）従業員数は就業人員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
675名	20名増	44.3歳	20.0年

（注）従業員数は就業人員であります。

(11) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社 三井住友銀行	3,800 百万円
株式会社 横浜銀行	3,150
株式会社 りそな銀行	1,700
株式会社 三菱UFJ銀行	850

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

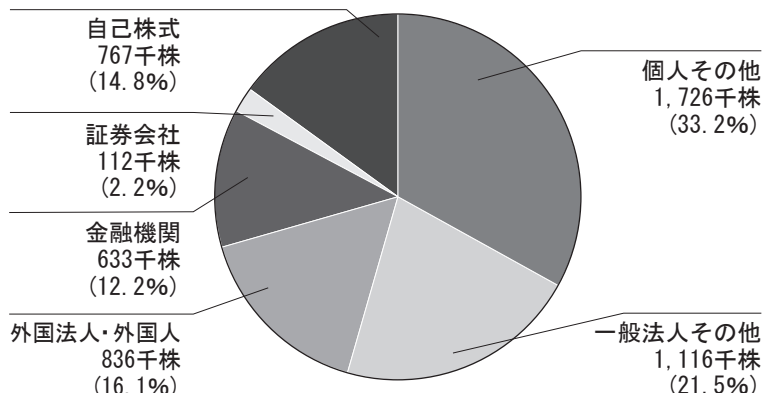
(13) 事業の譲渡、合併等企業再編行為

該当する事項はございません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,192,619株（自己株式767,821株を含む）
- (3) 株主総数 5,152名（前期末比277名増）

■所有者別株式分布状況



(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社東芝	519	11.73
信越エンジニアリング株式会社	259	5.86
株式会社ニューフレアテクノロジー	259	5.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	198	4.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	134	3.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	71	1.62
芝浦メカトロニクス従業員持株会	68	1.54
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	64	1.46
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	50	1.14
クレディ・スイス証券株式会社	38	0.87

- (注) 1. 当社は自己株式を767,821株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度にかかる信託口が保有する当社株式11,473株は含まれません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況

該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	藤 田 茂 樹	社長執行役員
取 締 役	小 川 佳 次	専務執行役員 メカトロニクスシステム事業部長
取 締 役	今 村 圭 吾	常務執行役員 ファインメカトロニクス事業部長
取 締 役	樋 口 勝 敏	常務執行役員 技術本部長
取 締 役	池 田 賢 一	常務執行役員 C F O 経営管理本部長 韓国芝浦メカトロニクス株式会社 共同代表理事
取 締 役	井奈波 朋 子	
取 締 役	高 田 裕 一 郎	株式会社東光高岳 社外監査役
常 勤 監 査 役	大 和 康 彦	
監 査 役	内 田 和 政	
監 査 役	松 本 裕 之	

- (注) 1. 取締役 今村圭吾氏は、2019年6月21日開催の第110期定時株主総会において新たに選任され、就任致しました。
2. 取締役 藤野真人氏は、2019年6月21日開催の第110期定時株主総会終結の時をもって退任致しました。
3. 取締役 井奈波朋子、同 高田裕一郎の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 内田和政、同 松本裕之の両氏は、社外監査役であります。
5. 取締役 井奈波朋子、同 高田裕一郎の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 監査役 内田和政氏は、経理・財務部門での長年の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、執行役員制度を導入しております。当事業年度末現在、執行役員は11名（上記の取締役兼務者5名を含む）となっております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 井奈波朋子、同 高田裕一郎、監査役 内田和政、同 松本裕之の各氏と当社は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に対する賠償額の限度は、法令で規定する額となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役	145	118	20	6	8
うち社外取締役	9	9	—	—	2
監査役	25	23	1	—	3
うち社外監査役	7	7	—	—	2

- (注) 1. 上記対象となる役員の員数には、当事業年度中に退任致しました取締役1名を含んでおります。
2. 上記賞与の額は、2020年6月24日開催の第111期定時株主総会において提案する役員賞与支給予定額です。
3. 上記株式報酬の額は、当事業年度に計上した、業績連動型株式報酬制度にかかる引当金繰入額です。
4. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（2019年度中に支給した賞与を含む）7百万円を1名に支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役 高田裕一郎氏は、株式会社東光高岳社外監査役に就任しておりますが、当社と同社との間に資本及び主要な取引等の関係はございません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はございません。

③当事業年度における主な活動状況

取締役 井奈波朋子氏 当事業年度中開催の取締役会17回の全てに出席し、いずれにおいてもこれまで培ってきた経験、知識等に基づく客観的な視点から、適時適切な発言を行っております。

取締役 高田裕一郎氏 当事業年度中開催の取締役会17回のうち15回に出席し、いずれにおいてもこれまで培ってきた経験、知識等に基づく客観的な視点から、適時適切な発言を行っております。

監査役 内田 和政氏 当事業年度中開催の取締役会17回の全てに出席し、また当事業年度中開催の監査役会14回の全てに出席し、いずれにおいてもこれまで培ってきた経験、知識等に基づく客観的な視点から、適時適切な発言を行っております。

監査役 松本 裕之氏 当事業年度中開催の取締役会17回の全てに出席し、また当事業年度中開催の監査役会14回の全てに出席し、いずれにおいてもこれまで培ってきた経験、知識等に基づく客観的な視点から、適時適切な発言を行っております。

④①～③の内容に対する社外役員の意見

特記すべき事項はございません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はございません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ①当社の会計監査人としての報酬等の額 | 38,000千円 |
| ②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の
財産上の利益の合計額 | 38,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等の額について、当社の監査役会は、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠を確認し、審議した結果、適切であると判断し、同意しております。
2. 当社とPwCあらた有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分不能であるため、上記①の金額につきましてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾芝浦先進科技股份有限公司、韓国芝浦メカトロニクス株式会社、芝浦機電（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人に、会社法、公認会計士法等に対する違反、抵触等が認められる場合等、その他当社が解任または不再任を必要とする場合、監査役会は監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とするか、または、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

監査役監査基準においては、会計監査人の再任の適否を判断するにあたって、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受けて毎期検討し、その結果を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等が適切であるか確認する旨を定めております。

6. 業務の適正を確保するための体制

[1] 当事業年度における体制の内容

当社は、「優れた技術・サービスを提供することで、人々の豊かな暮らしの実現に貢献します」との経営理念の下、当社グループにおける会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備、運用するとともに、適宜評価し改善に努めます。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った業務運営、企業倫理遵守を徹底するために「芝浦グループ行動基準」を定め、当社の取締役はこれを率先して実践するとともに、関係会社の取締役及び当社グループの従業員がこれを遵守するよう監督する。
- ② 取締役会は、取締役会規則に従い運営され、原則として毎月開催し、当社グループにおける経営上の重要な事項を審議、決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けることで、取締役の職務執行を監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な書類（主要会議議事録、決裁書類、契約書、秘密文書及び当該電子記録媒体等）については、社内規程（文書保存規程、秘密情報管理基本規程等）により、適切に保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメント規程に従い、当社グループにおけるリスクの平常時管理を行うとともに、緊急時の管理体制をあらかじめ定め、損害発生時の未然防止ならびに損害発生時の被害極小化及び情報の適正開示を図る。
- ② 経営監査部長は、監査の方針、計画等に関し監査役と連携し、当社グループの内部監査の実施、各部門及び各関係会社の自主監査を統括することにより、損害発生時の未然防止を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループにおける経営上の重要な事項については、取締役会のほか、代表取締役、事業部長、経営企画、技術、生産、経理、総務を担当する各部長をメンバーとする経営戦略会議を開催し、経営判断の迅速化と事業運営の効率化を図る。
- ② 業務執行の審議、報告機関として予算、営業、生産、開発設計等に係る各種会議を原則として毎月開催する。
- ③ 取締役会を含め決裁権限規程に定める決裁機関にて決定された事項に関しては、組織規程、業務分掌規程、役職者責任権限規程等の定めに従い、各職務、職制において適切に業務執行を行う。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの全ての従業員が「芝浦グループ行動基準」を遵守するよう、定期的な従業員教育を実施するとともに、CSR（Corporate Social Responsibility）委員会を設け、企業倫理及び法令遵守の浸透、徹底を組織的、体系的に推進する。
- ②法令違反等に関する情報を当社グループの従業員が匿名で相談、通報できる「リスク相談ホットライン」を設置し、問題の早期発見、解決を図る。また、必要により顧問弁護士への相談も活用する。

(6) 当社及び関係会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①「芝浦グループ行動基準」の下、当社グループとして目指すべき方向性及び目標等を示し、これを達成できるよう当社グループ全体で取り組む。
- ②当社の経営監査部は、関係会社の経営監査を統括する。
- ③関係会社の経営執行を監督するため、当社経営幹部の中から関係会社に非常勤取締役を派遣する。
- ④経営管理（関係会社から当社への事前承認事項、報告事項）に関しては、国内関係会社運営規程及び海外関係会社運営規程の定めに従い、適切に運用する。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の職務を補助するため、経営監査部、経理部門及び法務部門が支援する。
- ②監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、監査役と協議のうえ適切な部門から人選し、監査役附を置く。監査役附の処遇、評価に関する事項に関しては監査役と事前協議を行う。
- ③当社グループの取締役及び従業員は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項及び重大な法令等に反する行為等に関し、遅滞なく監査役への報告を行う。
- ④監査役は、経営戦略会議等の重要な会議及び委員会に出席することができる。
- ⑤誠実且つ正当な目的で監査役への報告を行った当社グループの取締役及び従業員は、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを受けない。
- ⑥監査役の職務の執行について生じる費用の処理等は、毎年予算を設けるとともに、取締役及び従業員の職務の執行について生じる費用の処理等の方法に準じて行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、定期的に監査役との情報交換を行う。
- ②監査役は、定期的に会計監査人との情報交換を行う。
- ③経理担当部長は、定期的に監査役との情報交換を行う。
- ④経営監査部長は、監査役に対し内部監査の結果を報告する。
- ⑤経営監査部長の人事に関しては、監査役との事前協議を行う。

[2] 当事業年度における体制の運用状況の概要

(1) 取締役会その他重要な会議及び委員会

- ①取締役会を17回開催致しました。取締役会では、当社グループにおける経営上の重要事項について審議するとともに、各業務執行取締役が定期的に執行状況の報告を行いました。
- ②取締役会のほか、経営戦略会議を原則週1回開催し、当社グループにおける経営戦略及び業務執行に関する事項について審議致しました。また、リスク・コンプライアンス委員会を2回、情報セキュリティ委員会を2回開催し、当事業年度におけるコンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティに関する活動の報告を行うとともに、活動方針について審議致しました。

(2) 監査役及び監査役会

- ①監査役会を14回開催致しました。監査役会では、監査の方針、監査計画、監査の方法等のほか、監査報告書の作成、株主総会提出の議案及び書類に関する調査結果等について審議するとともに、取締役会提出の議案について事前協議を行いました。
- ②常勤監査役は、取締役会、監査役会のほか、経営戦略会議、事業部戦略会議、関係会社戦略会議、リスク・コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会等の重要な会議及び委員会に出席致しました。
- ③監査役は、監査役会にて決定した監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、当社及び関係会社の監査を行いました。
- ④監査役は、代表取締役との対話会を1回、業務執行取締役との対話会を5回、会計監査人との連絡会を7回開催し、情報共有等の連携を図りました。内部監査部門である経営監査部とは適宜情報共有等の連携を図りました。

(3) 内部監査部門

内部監査部門である経営監査部は、あらかじめ定めた監査の方針、監査計画、監査の方法等に従い、当社及び関係会社の自主監査を指導し、その結果を踏まえ、内部監査を行いました。経営監査部長は、内部監査の都度、監査結果を監査役に報告致しました。

7. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、「芝浦グループ行動基準」に反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、これに基づく体制を次のとおり定めております。

(1) 統制環境の整備

当社は、全役員ならびに全従業員が「何をすべきか」また「何をしてはいけないのか」を明確に記載し、法律、社会規範、倫理等についてのコンプライアンスやリスクマネジメントの根幹をなす「芝浦グループ行動基準」を作成し、実践しておりますが、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶について全役員ならびに関係会社を含む全従業員に徹底すべく、2007年4月1日付にて「芝浦グループ行動基準」の改訂を行いました。

また、当社グループの資材取引基本契約書においても、反社会的勢力との取引を行わない旨の条項を追加することにより、日常の事業活動における、反社会的勢力との関わりを未然に防いでおります。

なお、反社会的勢力対応の専門部署は、当社リスク管理体制の統括部門である法務部門と定めております。

(2) リスク認識の徹底及び統制活動の推進

当社は、「芝浦グループ行動基準」に反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記することにより、反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。また、「芝浦グループ行動基準」ならびに反社会的勢力への対応要領等をグループ内ホームページに掲載し、関係会社を含む全役員、全従業員が常に閲覧可能な環境を整え、かつ法務部門による定期的な教育を継続して実施すること等により、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶徹底を図っております。さらに、「芝浦グループ行動基準」を含む規程が遵守されるべく、入社時には誓約書を取得し、違反者に対しては懲戒処分が行える旨の規定を定めております。

(3) 外部との関係構築及び内部への情報伝達体制

当社は、地域警察、顧問弁護士、神奈川県企業防衛対策協議会等の外部機関との連絡窓口を定め、随時情報交換に努める等日々関係の緊密化を図っております。また、これらの外部機関から得られた情報、ならびに当社または関係会社に対する反社会的勢力の接触があった場合にはその内容及び対応状況等の情報を、担当部門である法務部門から通知、グループ内ホームページへの掲載等を行うことで、内部への周知徹底を図っております。このように社内外双方の情報交換を充実させることにより、反社会的勢力からの接触に適時適切に対応できる体制を構築しております。

(4) モニタリング活動

当社は、構築した内部統制システムの円滑な運用を図り、当該運用を監理する責任者としてCRO（Chief Risk-Compliance Management Officer）を設置するとともに、モニタリングを担当する独立した組織として、経営監査部を設けております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

敵対的買収者への対応につきましては、その買収がステークホルダーの利益になるのか、経営者に敵対的なのか、株主利益を追求しているのかを主に企業価値増大の観点から多角的に検討し、対応にあたっての具体的な方針を、適時適切に株主の皆様へ開示致します。

なお、現時点で具体的な防衛策は導入しておりませんが、平時での対応と致しましては、株価向上に向けた取り組み、株主への適切な利益還元、株主の安定化に努めております。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当する親会社等はありません。

10. 特定完全子会社に関する事項

該当する特定完全子会社はありません。

11. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、

- ①配当につきましては、業績に裏付けられた配当を維持していくことを基本方針とし、連結配当性向25%程度を目標としております。その実施につきましては、当該期及び今後の業績を勘案して総合的に決定することとしております。
- ②内部留保につきましては、将来に向けた新技術の開発や今後の事業拡大のための設備投資と研究開発等に有効活用し、さらなる経営基盤の強化と収益力の向上に注力してまいります。
- ③自己株式の取得も株主の皆様への利益還元施策の一つであると考えております。その実施にあたっては、当該期及び今後の業績のほか、株価の推移、今後の事業運営における自己株式の必要性等を勘案し、適時判断を行うこととしております。

（注） 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	前連結会計年度（ご参考） (2019年3月31日現在)
資 産 の 部		
流 動 資 産	44,469	49,500
現金及び預金	12,724	13,186
受取手形及び売掛金	27,317	30,243
電子記録債権	497	495
商品及び製品	939	1,120
仕掛品	1,716	2,128
原材料及び貯蔵品	213	227
未収入金	1,683	1,902
その他	450	394
貸倒引当金	△ 1,073	△ 197
固 定 資 産	12,952	12,466
有 形 固 定 資 産	11,104	10,536
建物及び構築物	8,966	8,826
機械装置及び運搬具	753	892
工具、器具及び備品	222	221
土地	119	119
リース資産	67	18
建設仮勘定	975	457
無 形 固 定 資 産	726	682
特許権	317	309
その他	409	372
投資その他の資産	1,121	1,247
投資有価証券	79	123
長期前払費用	14	16
繰延税金資産	768	826
その他	263	282
貸倒引当金	△ 4	△ 1
資 産 合 計	57,421	61,967

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	前連結会計年度（ご参考） (2019年3月31日現在)
負 債 の 部		
流 動 負 債	22,097	31,300
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	11,107	15,134
短 期 借 入 金	5,100	5,100
1年内返済予定の長期借入金	1,200	4,500
リ ー ス 債 務	15	5
未 払 費 用	3,290	3,518
未 払 法 人 税 等	151	1,156
前 受 金	483	1,074
役 員 賞 与 引 当 金	36	39
受 注 損 失 引 当 金	—	3
そ の 他	712	768
固 定 負 債	15,604	12,298
長 期 借 入 金	4,600	1,500
リ ー ス 債 務	58	13
長 期 未 払 金	2	2
退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,452	7,349
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	21	14
修 繕 引 当 金	300	304
資 産 除 去 債 務	90	36
長 期 預 り 保 証 金	3,078	3,078
負 債 合 計	37,701	43,598
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	20,493	19,152
資 本 金	6,761	6,761
資 本 剰 余 金	9,037	9,037
利 益 剰 余 金	8,716	7,391
自 己 株 式	△ 4,021	△ 4,037
その他の包括利益累計額	△ 773	△ 784
その他有価証券評価差額金	5	29
為 替 換 算 調 整 勘 定	260	282
退職給付に係る調整累計額	△ 1,038	△ 1,095
純 資 産 合 計	19,720	18,368
負 債 純 資 産 合 計	57,421	61,967

連 結 損 益 計 算 書

(単位：百万円)

区 分	当連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)		前連結会計年度（ご参考） (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	
売 上 高		47,141		53,090
売 上 原 価		32,287		37,698
売 上 総 利 益		14,854		15,391
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		11,731		11,390
営 業 利 益		3,123		4,000
営 業 外 収 益				
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	9		9	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	22		—	
為 替 差 益	—		119	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	22		—	
そ の 他	37	92	103	231
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	120		129	
支 払 手 数 料	30		29	
為 替 差 損	27		—	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	—		237	
事 業 所 移 転 費 用	154		—	
そ の 他	114	446	53	449
経 常 利 益		2,769		3,782
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,769		3,782
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	763		1,332	
法 人 税 等 調 整 額	61	825	△ 31	1,301
当 期 純 利 益		1,944		2,480
親会社株主に帰属する当期純利益		1,944		2,480

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 2019年 4 月 1 日）
（至 2020年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019 年 4 月 1 日 残 高	6,761	9,037	7,391	△ 4,037	19,152
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 619		△ 619
親会社株主に帰属する当期純利益			1,944		1,944
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
自 己 株 式 の 処 分				16	16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,324	15	1,340
2020 年 3 月 31 日 残 高	6,761	9,037	8,716	△ 4,021	20,493

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
2019 年 4 月 1 日 残 高	29	282	△ 1,095	△ 784	18,368
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△ 619
親会社株主に帰属する当期純利益					1,944
自 己 株 式 の 取 得					△ 0
自 己 株 式 の 処 分					16
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 24	△ 22	57	10	10
連結会計年度中の変動額合計	△ 24	△ 22	57	10	1,351
2020 年 3 月 31 日 残 高	5	260	△ 1,038	△ 773	19,720

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称 芝浦エレクトック㈱、芝浦自販機㈱、芝浦プレシジョン㈱、芝浦エンジニアリング㈱、芝浦ハイテック㈱、台湾芝浦先進科技(股)、韓国芝浦メカトロニクス㈱、芝浦機電（上海）有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 芝浦テクノロジー・インターナショナル・コーポレーション

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社合計の総資産、売上高、純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（芝浦テクノロジー・インターナショナル・コーポレーション）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台湾芝浦先進科技(股)、韓国芝浦メカトロニクス㈱、芝浦機電（上海）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

③たな卸資産

製品、商品及び原材料

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

半製品及び仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、第86期取得の研究開発棟等及び1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～60年
機械装置及び運搬具	2年～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用分のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

③受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金支給に充てるため、内規による必要額を計上しております。

⑤修繕引当金

第86期取得の研究開発棟について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出が行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

(イ) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(ロ) その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外子会社等の期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

③新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、連結計算書類作成日現在においても継続しており、当社グループの事業活動に影響を及ぼしています。当社グループは、連結計算書類の作成にあたり、繰延税金資産の回収可能性、貸倒引当金の評価、及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。これらの会計上の見積りは、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした東アジア地区の移動制限が2020年6月より順次解除されると仮定し、現在の状況及び入手可能な情報に基づき行っております。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 25,582百万円 |
| 2. 保証債務 | 3百万円 |
| 当社の従業員の住宅資金借入金に対する債務保証 | 3百万円 |

Ⅲ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	5,192	—	—	5,192
自己株式				
普通株式(注)	783	0	4	779

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4千株は、役員向け株式交付信託による自己株式の処分によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式が含まれております(当連結会計年度11千株)。

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月21日 取締役会	普通株式	619	140.0	2019年 3月31日	2019年 6月5日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月21日 取締役会	普通株式	486	利益剰余金	110.0	2020年 3月31日	2020年 6月8日

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当する事項はございません。

Ⅳ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	12,724	12,724	—
(2) 受取手形及び売掛金	27,317	27,317	—
(3) 電子記録債権	497	497	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	26	26	—
(5) 支払手形及び買掛金	(11,107)	(11,107)	—
(6) 短期借入金	(5,100)	(5,100)	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	(1,200)	(1,200)	—
(8) 長期借入金	(4,600)	(4,601)	△1
(9) 長期預り保証金	(3,078)	(2,900)	178
(10) デリバティブ取引	(12)	(12)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、ならびに(6) 短期借入金及び(7) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(10)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) 長期預り保証金

長期預り保証金は、貸借契約に基づく敷金保証金であります。時価については、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

(10) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。また、為替予約取引によるものは、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき時価を算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額52百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、神奈川県横浜市において、他社に賃貸しているオフィスビル（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時 価
5,458	7,816

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

VI 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

4,468円 29銭

1株当たり当期純利益金額

440円 73銭

VII 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はございません。

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

区 分	当 事 業 年 度 (2020年3月31日現在)	前事業年度（ご参考） (2019年3月31日現在)
資 産 の 部		
流 動 資 産	37,321	41,401
現金及び預金	9,058	9,259
受取手形	—	143
電子記録債権	93	8
売掛金	23,968	26,257
製品	36	275
原材料	109	108
仕掛品	1,057	1,468
前払費用	116	138
関係会社短期貸付金	1,370	1,500
未収入金	1,196	638
未収消費税等	1,083	1,604
その他	315	206
貸倒引当金	△ 1,085	△ 209
固 定 資 産	12,505	12,101
有 形 固 定 資 産	10,732	10,161
建物	8,788	8,608
構築物	94	94
機械及び装置	637	748
車両及び運搬具	9	8
工具、器具及び備品	165	180
土地	68	68
建設仮勘定	969	451
無 形 固 定 資 産	582	593
特許権	317	309
商標権	1	1
意匠権	0	0
ソフトウェア	246	264
その他	17	17
投 資 そ の 他 の 資 産	1,190	1,346
投資有価証券	27	71
関係会社株式・出資金	372	372
長期前払費用	12	12
繰延税金資産	585	676
その他	192	213
資 産 合 計	49,827	53,502

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

区 分	当 事 業 年 度 (2020年 3 月31日現在)	前事業年度（ご参考） (2019年 3 月31日現在)
負 債 の 部		
流 動 負 債	18,081	26,242
支 払 手 形	2,120	3,695
買 掛 金	6,369	8,135
短 期 借 入 金	4,700	4,700
1年内返済予定の長期借入金	1,200	4,500
未 払 金	20	9
未 払 費 用	2,902	3,174
未 払 法 人 税 等	78	1,039
前 受 り 金	492	651
預 り 金	50	41
役 員 賞 与 引 当 金	36	39
受 注 損 失 引 当 金	—	3
そ の 他	110	252
固 定 負 債	13,214	10,014
長 期 借 入 金	4,600	1,500
長 期 未 払 金	2	2
退 職 給 付 引 当 金	5,155	5,106
修 繕 引 当 金	300	304
資 産 除 去 債 務	78	23
長 期 預 り 保 証 金	3,078	3,078
負 債 合 計	31,296	36,257
純 資 産 の 部		
株 主 資 本	18,526	17,216
資 本 金	6,761	6,761
資 本 剰 余 金	9,037	9,037
資 本 準 備 金	6,939	6,939
そ の 他 資 本 剰 余 金	2,098	2,098
利 益 剰 余 金	6,749	5,455
利 益 準 備 金	353	353
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,396	5,102
繰 越 利 益 剰 余 金	6,396	5,102
自 己 株 式	△ 4,021	△ 4,037
評 価 ・ 換 算 差 額 等	4	28
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4	28
純 資 産 合 計	18,530	17,245
負 債 純 資 産 合 計	49,827	53,502

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

区 分	当 事 業 年 度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)		前事業年度 (ご参考) (自 2018年 4 月 1 日 至 2019年 3 月31日)	
売 上 高		35,304		40,414
売 上 原 価		24,724		29,221
売 上 総 利 益		10,579		11,193
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,855		8,659
営 業 利 益		1,724		2,533
営 業 外 収 益				
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	660		204	
受 取 賃 貸 料	60		58	
技 術 指 導 料	130		142	
経 営 指 導 料	393		393	
為 替 差 益	—		116	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	22		—	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	—		88	
そ の 他	37	1,304	31	1,036
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	118		126	
為 替 差 損	45		—	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	—		237	
賃 貸 費 用	132		124	
事 業 所 移 転 費 用	144		—	
そ の 他	90	531	72	561
経 常 利 益		2,497		3,008
税 引 前 当 期 純 利 益		2,497		3,008
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	488		1,053	
法 人 税 等 調 整 額	95	583	△ 50	1,002
当 期 純 利 益		1,913		2,005

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 2019年 4 月 1 日）
（至 2020年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
						繰 越 利 益 剰 余 金			
2019年4月1日残高	6,761	6,939	2,098	9,037	353	5,102	5,455	△ 4,037	17,216
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△ 619	△ 619		△ 619
当 期 純 利 益						1,913	1,913		1,913
自己株式の取得								△ 0	△ 0
自己株式の処分								16	16
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	1,294	1,294	15	1,309
2020年3月31日残高	6,761	6,939	2,098	9,037	353	6,396	6,749	△ 4,021	18,526

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2019年 4 月 1 日残高	28	28	17,245
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△ 619
当 期 純 利 益			1,913
自己株式の取得			△ 0
自己株式の処分			16
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 24	△ 24	△ 24
事業年度中の変動額合計	△ 24	△ 24	1,285
2020年 3 月31日残高	4	4	18,530

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産

① 製品、商品及び原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 半製品及び仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、第86期取得の研究開発棟等及び1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

機械及び装置 2年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用分のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 修繕引当金

第86期取得の研究開発棟について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出が行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価の計上基準

- ①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

- ②その他の工事
工事完成基準

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大は、計算書類作成日現在においても継続しており、当社の事業活動に影響を及ぼしています。当社は、計算書類の作成にあたり、繰延税金資産の回収可能性、貸倒引当金の評価、及び固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。これらの会計上の見積りは、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした東アジア地区の移動制限が2020年6月より順次解除されると仮定し、現在の状況及び入手可能な情報に基づき行っております。

Ⅱ 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 24,713百万円 |
| 2. 保証債務 | 3百万円 |
| 当社の従業員の住宅資金借入金に対する債務保証 | 3百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 782百万円 |
| 長期金銭債権 | — |
| 短期金銭債務 | 515百万円 |
| 長期金銭債務 | — |

Ⅲ 損益計算書に関する注記

- | | |
|------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 1,018百万円 |
| 仕入高 | 3,405百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 1,851百万円 |

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普 通 株 式	783	0	4	779

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 0 千株は、単元未満株式の買取によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 4 千株は、役員向け株式交付信託による自己株式の処分によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数には、取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式が含まれております（当事業年度11千株）。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,577百万円
未払賞与	266百万円
修繕引当金	92百万円
未払事業税	22百万円
未払社会保険料	45百万円
ソフトウェア償却費	426百万円
貸倒引当金	361百万円
棚卸資産評価減	445百万円
工事進行基準適用に係る売上原価否認額	154百万円
繰越欠損金	26百万円
その他	982百万円
繰延税金資産小計	4,401百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 26百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,788百万円
評価性引当額小計	△3,815百万円
繰延税金資産合計	586百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 0百万円
繰延税金負債合計	△ 0百万円
繰延税金資産の純額	585百万円

VI 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科 目	期末残高(百万円)
子会社	芝浦エレテック㈱	(所有) 直接100.0%	当社に対し役務を提供	経営指導料	304	未 収 入 金	103
				資金の貸付	600	関 係 会 社 短期貸付金	600
子会社	芝浦自販機㈱	(所有) 直接100.0%	土地等を賃貸	資金の貸付	700	関 係 会 社 短期貸付金	700

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 芝浦エレテック㈱に対する経営指導料は、売上高に基づいて合理的に算出しております。
- (2) 芝浦エレテック㈱、芝浦自販機㈱に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (3) 取引金額は、消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

VII 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,198円 84銭
1株当たり当期純利益金額	433円 74銭

VIII 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

謄 本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

芝浦メカトロニクス株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 萩 森 正 彦 ⑩

公認会計士 柴 毅 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、芝浦メカトロニクス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芝浦メカトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書

謄 本

独立監査人の監査報告書

2020年 5 月13日

芝浦メカトロニクス株式会社

取締役会御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 萩 森 正 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柴 毅 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、芝浦メカトロニクス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書

謄 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

芝浦メカトロニクス株式会社監査役会

常勤監査役 大 和 康 彦 ㊞

監 査 役 内 田 和 政 ㊞

監 査 役 松 本 裕 之 ㊞

(注) 監査役 内田和政及び監査役 松本裕之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

■株主メモ

事業年度：4月1日から翌年の3月31日まで
基準日：定時株主総会の議決権 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
その他 あらかじめ公告する日時

定時株主総会：6月
公告方法：電子公告 (<http://www.shibaura.co.jp/>) または東京都において発行する日本経済新聞

株主名簿管理人：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

特別口座の口座管理機関：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先：〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話照会先：電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

・未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

